右

同同

四和28年3月16日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第17号 見村を廃しその区域をもつて、新たに 東 郷 町 を置項の規定により鳥取県東伯郡東郷松崎町、舎人村及び花 き、昭和二十八年四月一日から施行する。 百七十七條第一項の規定による東郷町の人口は八、六九 なお地方自治法施行令 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一 鳥取県告示第百五号

告

示

♦告示 右 同 関州の廃置分合 目 次

昭和二十八年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛

治

ご当るときは翌日)

)昭和四年四日

鳥取県告示第百六号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一

百七十七條第一項の規定による羽合町の人口は八、二二 なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第 を置き、昭和二十八年四月一日から施行する。 び宇野村を廃しその区域をもつて、新たに 羽 合 町項の規定により鳥取県東伯郡長瀬村、浅津村、橋津村及

昭和二十八年三月十六日

九人である。

鳥取県知事 西 尾

愛

治

鳥取県告示第百七号

(昭和二十二年政令第十六号) 第

村を廃し、その区域をもつて、新たに 関 金 町 を項の規定により、鳥取県東伯郡矢送村、南谷村及び山守 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一

1

へである。

972	昭和28年3月16日	月曜日。鳥	取県公報	(号外) 第17	号 2
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発 4 日 火、金				馬取県知事 西 尾 愛 治 一人である。 田和二十八年三月十六日	なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第 置き、昭和二十八年四月一日から施行する。
印 所 鳥 取 縣 印刷 所			の	の	· 中心的保护主义,但对各等的对话的,可以将发达了一个大多组,但这样都经过了。 医希腊氏试验